

認定農業者等への支援を 拡充します！

【対象者】

- ・青年等就農計画の認定を受けた方（認定新規就農者）
- ・認定新規就農者が認定農業者の認定を初めて受け、計画の目標年に達していない方

事業の詳細はこちら



【補助対象経費】

認定新規就農者

- ① 青年等就農計画の目標を達成するために要する経費
(上限: 70万円/年度)

※経営発展支援事業
または経営開始資金を受給していない者に限る

認定農業者

- ② 農業経営改善計画の目標を達成するために要する経費
(上限: 70万円/年度)

- ③ 農地を賃貸借する場合の賃借料
(上限: 10a/6,000円とし、6万円/年度)

お問い合わせ先



【担当】

一戸町役場農林課

電話番号: 0195-33-4854